

# 貯水槽水道の設置者の皆様へ

定期的な保守点検をして衛生管理をしましょう

平塚市環境保全課 ☎0463-23-9969 FAX0463-21-9603

## 貯水槽水道とは？

貯水槽水道は、マンションやビル等で、貯水槽にいったん水道水を貯めてから給水する施設のことです。

貯水槽に入る前の水は水道事業者が責任を持ちますが、貯水槽から先の施設と水質の管理は、貯水槽水道の設置者が責任をもって行わなければなりません。

貯水槽水道は、貯水槽の有効容量によって2種類に分かれます。

有効容量が 10 m<sup>3</sup>を超えるもの

### 簡易専用水道

水道法の適用を受けます

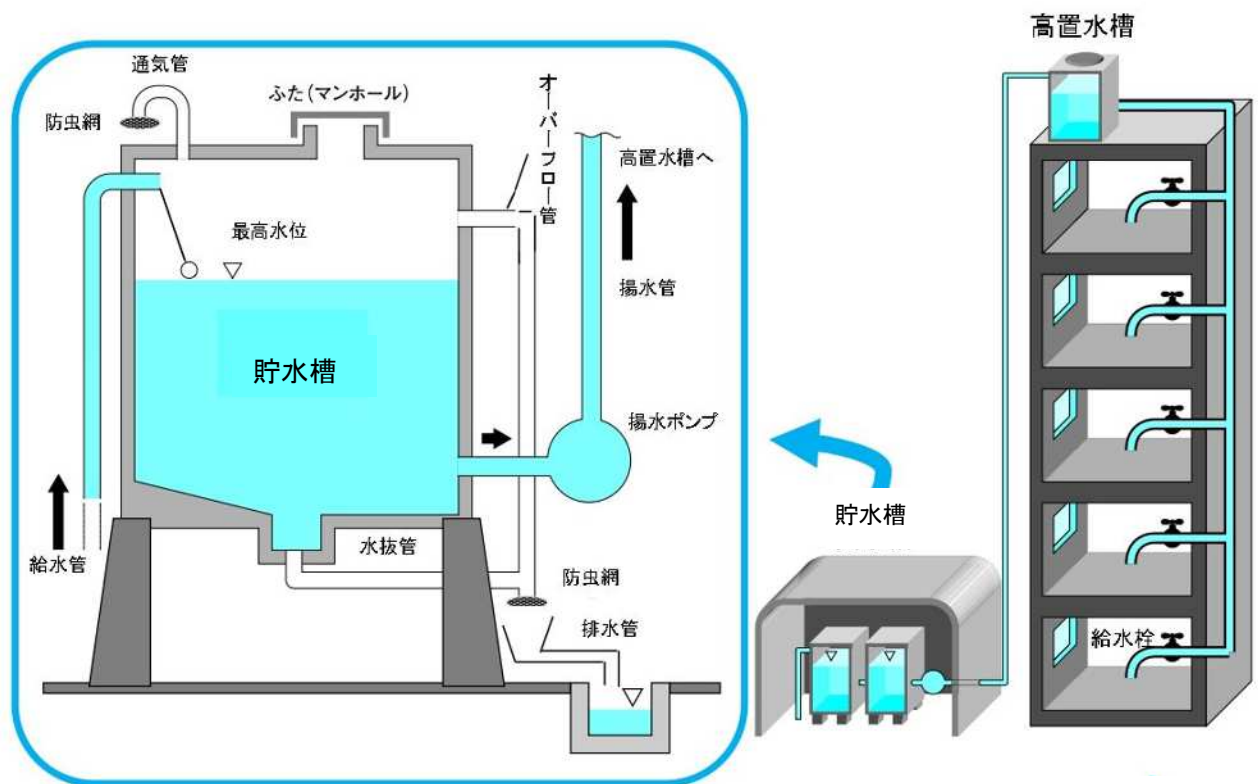
有効容量が 10 m<sup>3</sup>以下のもの

### 小規模貯水槽水道

市の条例※の適用を受けます

※平塚市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

## 貯水槽水道の構造



## 必要な届出・手続き

次の場合は、環境保全課へ届け出てください

### 1 設置(給水開始)時

### 2 届出事項に変更があった時

設置している建物の名称や設置者の住所・氏名(法人の場合は、所在地・名称・代表者名)等が変更した場合は、届け出が必要です。

### 3 廃止した時

※届出用紙は、市ウェブや本館5階506窓口の環境保全課にあります。

平塚市 専用水道

検索

ウェブページは、「平塚市 専用水道」と検索してください。

## 施設の管理

設置者には、法令により、貯水槽水道を衛生的に管理することが義務付けられています(水道法第34条の2、平塚市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(以下市条例)第14条)。

### 1 毎年1回以上、水槽の清掃を

貯水槽・高置水槽を、毎年1回以上定期的に清掃してください。

【根拠法令】水道法第34条の2第1項・規則第55条第1号、市条例第14条第1項第1号

### 2 施設の点検をしてください

水槽の点検を行う等、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じてください。

【根拠法令】水道法第34条の2第1項・規則第55条第1号、市条例第14条第1項第2号

施設の点検	<p>○次の事項について、月1回定期的に実施し、記録を残しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・水槽に亀裂、ひび割れがないか。</li><li>・水槽内にサビ、沈殿物、虫、鳥や動物の死骸等がないか。</li><li>・水槽に汚水や雨水等が入っていないか。</li><li>・通気管や水抜管の開口部の防虫網は破れたり外れたりしていないか。</li><li>・施設の周囲が清掃され、清潔に保たれているか。</li><li>・水槽の蓋は密閉され、施錠されているか。</li><li>・配管、バルブに異常や誤接合はないか。</li><li>・その他、異常はないか。</li></ul> <p>○定期的な点検とは別に、大雨や台風の後などは随時点検しましょう。</p>
水質の点検	<p>○毎日、透明なコップに水を採り、色・濁り・匂い・味・異物の有無等を点検しましょう。</p> <p>○週に1回以上、末端給水栓(蛇口)の水で遊離残留塩素を測り、記録を残しましょう。</p> <p>→遊離残留塩素濃度は 0.1mg/L 以上検出される必要があります。 異常を認めたときは、水質検査や給水停止が必要な場合がありますので、環境保全課にご相談ください。</p> <p>【根拠法令】水道法第34条の2第1項・規則第55条第3号、市条例第14条第1項第3号・4号)</p>
書類の管理	<p>○次の書類を整理・保管しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設備の配置及び系統を明らかにした図面(永年保存)</li><li>・貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図(永年保存)</li><li>・水槽の清掃及び点検の記録(3年保存)</li><li>・水槽の点検その他管理についての記録(3年保存)</li><li>・法定検査の検査済証(3年保存)</li></ul>

### 3 法定検査を受けましょう

簡易専用水道及び貯水槽の有効容量が8m<sup>3</sup>を超える小規模貯水槽水道の設置者は、年1回以上定期的に、登録(指定)検査機関の検査を受けることが法令で義務付けられています。

検査機関は、次の表1のとおりです。直接お問い合わせください。

検査機関の検査員が検査を行った後、検査済証が発行されます。検査の結果、衛生上問題があると指摘された場合は、速やかに環境保全課に報告して指示を受けてください。

【根拠法令】水道法第34条の2第2項・規則第56条、市条例第14条第2項

法定検査 の内容	・水槽周囲の状態
	・水槽の本体、上部及び内部の状態
	・水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
	・水槽の通気管及び水抜管の状態
	・給水管等の状態
	・給水栓における、臭気・味・色・濁り・残留塩素等の水質検査
	・水槽の清掃及び点検の記録などの関係書類の確認

表1 簡易専用水道、8m<sup>3</sup>を超える小規模貯水槽水道の検査機関  
(令和8年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
一般社団法人 神奈川県保健協会	横浜市中区山下町 224-1 他	045-661-0975
一般財団法人 北里環境科学センター	相模原市南区北里 1-15-1	042-778-9208
公益財団法人 神奈川県予防医学協会	横浜市金沢区鳥浜町 14-1	045-773-6444
一般財団法人 東京顕微鏡院	東京都立川市高松町 1-100-38 他	042-525-3186
一般財団法人 日本環境衛生センター	川崎市川崎区四谷上町 10-6 他	044-288-5225
一般社団法人 神奈川県貯水槽協会	茅ヶ崎市松が丘 1-6-83	0467-83-0605
株式会社 江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩 5-18-6	03-3671-5941
東京環境衛生 株式会社	東京都渋谷区広尾 5-19-14 卯月ビル 10 階	03-3442-4600